

令和2年3月6日

健康部生活衛生課

江東区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

旅館業法の適正な営業に向けて、住民トラブルを防止するとともに指導の実効性を確保するため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 許可を受けて旅館業を営もうとする者が行う標識の設置及び関係住民に対する説明会開催等の内容について、これまでの建築計画に加えて営業計画等も含めた旅館業営業計画に改めるとともに、再度の説明会開催等の要請に対する努力義務について規定する。
(第3条、第4条関係)
- (2) 営業者の常駐命令違反等に対する措置命令について規定するとともに、措置命令に従わない場合の事実経過の公表について規定する。(追加第16条、追加第17条)
- (3) その他所要の規定を整備する。

3 新旧対照表

2～4頁のとおり。

4 施行日

令和2年4月1日施行とする。

江東区旅館業法施行条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(申請書の添付書類)</p> <p>第2条の2 法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営もうとする者(以下「申請予定者」という。)は、申請書に次に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 旅館業の許可を受けようとする施設について、土地及び建物に係る登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し</p> <p>(2) 旅館業の許可を受けようとする施設が自己の所有に属しないときは、当該施設の所有者その他の権原を有する者が当該施設を旅館業の用に供することを承諾していることを証するものとして、規則で定める書類</p> <p>(標識の設置等)</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(申請書の添付書類)</p> <p>第2条の2 法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営もうとする者(以下「申請予定者」という。)は、申請書に次に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 旅館業の許可を受けようとする施設について、土地及び建物に係る登記事項証明書</p> <p>(2) 旅館業の許可を受けようとする土地又は建物が自己の所有に属しないときは、<u>旅館業を営業するものとしての事業用賃貸借契約書の写し又は当該土地若しくは建物の所有者その他の権原を有する者が当該土地若しくは建物を旅館業の用に供することを承諾していることを証するものとして規則で定める書類</u></p> <p>(標識の設置等)</p>
<p>第3条 申請予定者は、関係住民に旅館業に係る建築計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、標識を設置し、その旨を区長に届け出なければならない。ただし、現に旅館業の許可を受けて営業している者の承継、<u>名義変更</u>及び業種変更については、この限りでない。</p> <p>2 申請予定者は、<u>旅館業に係る建築計画</u>に変更が生じたときは、速やかに標識の記載事項を変更するとともに、その旨を区長に届け出なければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第3条 申請予定者は、関係住民に旅館業に係る建築計画及び<u>建築計画以外の計画</u>(以下「<u>旅館業営業計画</u>」という。)の周知を図るため、規則で定めるところにより、標識を設置し、その旨を区長に届け出なければならない。ただし、現に旅館業の許可を受けて営業している者の承継及び業種変更については、この限りでない。</p> <p>2 申請予定者は、<u>旅館業営業計画</u>に変更が生じたときは、速やかに標識の記載事項を変更するとともに、その旨を区長に届け出なければならない。</p> <p>3 (略)</p>

<p>(説明会の開催等)</p> <p>第4条 申請予定者は、前条の規定により標識を設置したときは、規則で定めるところにより、関係住民に対し、説明会の開催又は戸別訪問(以下「説明会等」という。)により<u>建築計画</u>について説明し、その内容を区長に報告しなければならない。ただし、現に旅館業の許可を受けて営業している者の承継、<u>名義変更</u>及び業種変更については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: right;">(加える)</p> <p>第5条～第8条 (略)</p> <p>(営業者の遵守事項)</p> <p>第9条 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 営業施設内に宿泊者が滞在する時間内は、常時、当該営業施設内に営業者自らが勤務し、又は営業従事者を勤務させること。ただし、緊急時における迅速な対応を可能とする規則で定める体制が整備されている場合は、この限りでない。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>第10条～第15条 (略)</p> <p style="text-align: right;">(加える)</p>	<p>(説明会の開催等)</p> <p>第4条 申請予定者は、前条の規定により標識を設置したときは、規則で定めるところにより、関係住民に対し、説明会の開催又は戸別訪問(以下「説明会等」という。)により<u>旅館業営業計画</u>について説明し、その内容を区長に報告しなければならない。ただし、現に旅館業の許可を受けて営業している者の承継及び業種変更については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>申請予定者は、関係住民から第1項の規定による説明会等を行うよう要請があった場合は、応じるよう努めること。</u></p> <p>第5条～第8条 (略)</p> <p>(営業者の遵守事項)</p> <p>第9条 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 営業施設内に宿泊者が滞在する時間内は、常時、当該営業施設内に営業者自らが勤務し、又は営業従事者を勤務させること。ただし、緊急時における迅速な対応を可能とする規則で定める体制が整備されていると<u>区長が認める</u>場合は、この限りでない。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>第10条～第15条 (略)</p> <p><u>(措置命令)</u></p> <p>第16条 <u>区長は、第9条第1号又は第6号の規定に違反する者に対して、その行為の是正に対し必要な措置を命ずることができる。</u></p>
--	--

<p>第16条 (略)</p>	<p>(公表)</p> <p>(加える) 第17条 区長は、前条の規定による命令を受けた業者が当該命令に従わなかったときは、<u>事実経過を公表することができる。</u></p> <p>2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、<u>あらかじめ当該公表をされる者にその旨を通知し、その者が意見を述べる機会を与えなければならない。</u></p> <p>第18条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>
-----------------	--

【参考】

江東区旅館業法施行条例（抜粋）

（営業者の遵守事項）

第9条 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 営業施設内に宿泊者が滞在する時間内は、常時、当該営業施設内に営業者自らが勤務し、又は営業従事者を勤務させること。
ただし、緊急時における迅速な対応を可能とする規則で定める体制が整備されている場合は、この限りでない。
- (2) 営業施設の入り口、外壁等には、施設名を表示又は掲示すること。
- (3) 客室の入り口には、室番号又は室名を表示しておくこと。
- (4) 客室には、定員を表示した案内書、表示板等を備え付けること。
- (5) 営業施設には、営業従事者名簿を備え付け、規則で定める事項を記載しておくこと。
- (6) 苦情、問合せ等があった場合に、適切かつ速やかに対応できる体制を整備すること。

江東区旅館業法施行条例規則（抜粋）

第16条 条例第9条第1号の規定で定める体制とは、災害が発生したときその他宿泊者の緊急を要する状況に対する求めに応じて、通常徒歩にておおむね10分程度で営業者又は営業従事者が駆け付けることができる体制とする。